

投票区	投票所	9月1日現在 登録者数			新規登録者数			抹消者			転居			12月1日現在 登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	奈良輪小学校体育館	3,971	3,805	7,776	78	52	130	54	46	100	0	-3	-3	3,995	3,808	7,803
2	昭和小学校体育館	967	958	1,925	10	12	22	9	13	22	6	-2	4	974	955	1,929
3	神納コミュニティセンター	1,377	1,403	2,780	15	10	25	7	10	17	4	5	9	1,389	1,408	2,797
4	神納公民館	719	714	1,433	5	12	17	12	5	17	-2	5	3	710	726	1,436
5	袖ヶ浦市商工会館	2,295	2,147	4,442	21	18	39	24	19	43	2	3	5	2,294	2,149	4,443
6	蔵波会館	805	681	1,486	23	5	28	23	9	32	-9	-6	-15	796	671	1,467
7	蔵波小学校体育館	2,614	2,715	5,329	26	23	49	39	31	70	11	8	19	2,612	2,715	5,327
8	長浦交流センター多目的ホール	1,663	1,593	3,256	15	15	30	19	15	34	0	-2	-2	1,659	1,591	3,250
9	長浦小学校体育館	2,529	2,526	5,055	31	17	48	30	28	58	-7	-1	-8	2,523	2,514	5,037
10	久保田会館	876	892	1,768	7	6	13	19	15	34	-6	-5	-11	858	878	1,736
11	代宿公民館	1,026	851	1,877	10	13	23	15	7	22	-1	-1	-2	1,020	856	1,876
12	のぞみ野第二自治会館	1,536	1,537	3,073	14	10	24	17	11	28	-1	-1	-2	1,532	1,535	3,067
13	大曽根公民館	307	324	631	2	2	4	2	5	7	0	0	0	307	321	628
14	三ツ作自治会館	263	226	489	3	1	4	1	4	5	-2	0	-2	263	223	486
15	飯富自治会館	361	338	699	1		1	3	0	3	-1	1	0	358	339	697
16	蔵波中学校武道場	1,611	1,552	3,163	11	20	31	8	10	18	10	3	13	1,624	1,565	3,189
17	平岡交流センター多目的ホール	1,050	1,059	2,109	10	3	13	5	13	18	-2	-1	-3	1,053	1,048	2,101
18	旧平岡小学校幽谷分校	361	341	702	3		3	1	4	5	-2	0	-2	361	337	698
19	平川保育所	293	325	618	1		1	0	2	2	0	0	0	294	323	617
20	平川交流センター多目的室	624	638	1,262	12	6	18	6	4	10	1	0	1	631	640	1,271
21	中川幼稚園	1,120	1,160	2,280	17	10	27	10	15	25	-1	-2	-3	1,126	1,153	2,279
22	平川交流センター富岡サブセンター多目的ホール	607	560	1,167		1	1	3	7	10	0	0	0	604	554	1,158
23	永地公民館	429	463	892	2	4	6	4	3	7	0	-1	-1	427	463	890
旧 袖ヶ浦地区計		22,920	22,262	45,182	272	216	488	282	228	510	4	4	8	22,914	22,254	45,168
旧 平川地区計		4,484	4,546	9,030	45	24	69	29	48	77	-4	-4	-8	4,496	4,518	9,014
合 計		27,404	26,808	54,212	317	240	557	311	276	587	0	0	0	27,410	26,772	54,182

議案第 2 号資料
※会議後回収

2025/12/1 現在

NO	申請者氏名	生年月日	性別	登録住所	名簿登録年月日	在外選挙人証交付番号	経由領事館	抹消日	備考
1	省略		男	省略			在サンパウロ		
2			女				在マイアミ		
3			男				在ニューヨーク		
4			男				在アメリカ		
5			女				在シカゴ		
6			女				在パース		
7			女				在サンフランシスコ		
8			女				在ニューヨーク		
9			男				在バングラデシュ大使館	R7.12.1抹消予定	R7.6.27袖ヶ浦市で住民票作成
10			女				在ニューヨーク		
11			男				在アトランタ総領事館		
12			女				在ドイツ大使館		
13			男				在シドニー 日本国総領事館		
14			女				在パース 日本国総領事館		
15			女				在ペルー 日本国大使館		
16			男				在ベルギー 日本国大使館		
17			男				在上海総領事館		
18			女				在上海総領事館		
19			男				在マレーシア大使館		
20			女				在マレーシア大使館		
21			男				在タイ大使館		
22			男				在シドニー 日本国総領事館		

男 11
女 11

様式第 1 3 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書	
次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。	
年 月 日 年 月 日執行 選挙 候補者氏名	
記	
ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備考	
1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。	
2 ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。	
3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。	
4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。	
(1) 枚 数	
(2) 限度額 7 円 7 3 銭（単価） × 当該作成枚数＝限度額 (1 円未満の端数は切上げ)	

様式第 1 3 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日
 年 月 日執行 選挙
 候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	氏名又は名称
	住 所
	代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数
 - 限度額 8 円 3 8 銭（単価） × 当該作成枚数＝限度額
（1 円未満の端数は切上げ）

様式第 1 4 号（第 5 条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区のポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{316,250円+541円31銭}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{単価}$$

(1 円未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{確認された枚数} = \text{限度額}$$

様式第 1 4 号（第 5 条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日
 年 月 日執行 選挙
 候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚 数

当該選挙区のポスター掲示場数に相当する枚数

（2）限度額

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円} \times 88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

（1 円未満の端数は切上げ）

$$\text{単価} \times \text{確認された枚数} = \text{限度額}$$

金 円 請 求 書

ただし、 年 月 日執行の 選挙における

候補者 の (A)

として上記のとおり請求します。（内訳は別紙請求内訳書のとおり）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

氏名又は法人の名称
法人の場合代表者氏名
住 所

振込希望金融機関 銀行 支店 普通
No. 当座

ふりがな
口座名義人

備考

- 1 (A) 欄の記入及び添付書類について
 - (1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担
 - ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー方式）

(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
 - イ 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合（レンタル方式）

(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
 - (2) 燃料代の公費負担

(A)に「燃料代公費負担分」と記載し、①請求内訳書（燃料代）、②選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、③選挙運動用自動車燃料代確認書、④給油伝票の写しを添付すること。
 - (3) 運転手の報酬の公費負担

(A)に「運転手の報酬公費負担分」と記載し、①請求内訳書（運転手）、②選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を添付すること。
 - (4) 選挙運動用ビラの作成の公費負担

(A)に「選挙運動用ビラの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ビラ）、②選挙運動用ビラ作成証明書、③選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添付すること。
 - (5) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

(A)に「選挙運動用ポスターの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ポスター）、②選挙運動用ポスター作成証明書、③選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付すること。
- 2 この請求書は、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」範囲内に限られています。
- 5 契約業者等の代表者が提出する場合にあっては本人であることを確認できる書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人本人であることを確認できる書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

その1

請求内訳書（ハイヤー・タクシー方式） （一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）				
使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
計				

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書（レンタル方式）（自動車の借り入れ） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その3

請求内訳書（レンタル方式）（燃料代） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）					
販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」（計）欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

その4

請求内訳書（レンタル方式）（運転手） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その5

請 求 内 訳 書 (ビラ)

(契約金額) 印刷金額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 2 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その6

請 求 内 訳 書 (ポ ス タ ー)

ポ ス タ ー 掲 示 場 数	(契約金額) 印刷金額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「ポスター掲示場数」欄には、「選挙運動用ポスター作成証明書」の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

金 円 請 求 書

ただし、 年 月 日執行の 選挙における

候補者 の (A)

として上記のとおり請求します。（内訳は別紙請求内訳書のとおり）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

氏名又は法人の名称
法人の場合代表者氏名
住 所

振込希望金融機関 銀行 支店 普通
当座 No.

ふりがな

口座名義人

備考

- 1 (A) 欄の記入及び添付書類について
 - (1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担
ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー方式）
(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
イ 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合（レンタル方式）
(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
 - (2) 燃料代の公費負担
(A)に「燃料代公費負担分」と記載し、①請求内訳書（燃料代）、②選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、③選挙運動用自動車燃料代確認書、④給油伝票の写しを添付すること。
 - (3) 運転手の報酬の公費負担
(A)に「運転手の報酬公費負担分」と記載し、①請求内訳書（運転手）、②選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を添付すること。
 - (4) 選挙運動用ビラの作成の公費負担
(A)に「選挙運動用ビラの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ビラ）、②選挙運動用ビラ作成証明書、③選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添付すること。
 - (5) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担
(A)に「選挙運動用ポスターの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ポスター）、②選挙運動用ポスター作成証明書、③選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付すること。
- 2 この請求書は、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」範囲内に限られています。
- 5 契約業者等の代表者が提出する場合にあっては本人であることを確認できる書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人本人であることを確認できる書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

その1

請求内訳書（ハイヤー・タクシー方式） （一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）				
使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
計				

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書（レンタル方式）（自動車の借り入れ） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その3

請求内訳書（レンタル方式）（燃料代） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）					
販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」（計）欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

その4

請求内訳書（レンタル方式）（運転手） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その5

請 求 内 訳 書 (ビラ)

(契約金額) 印刷金額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 2 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その6

請 求 内 訳 書 (ポ ス タ ー)

ポ ス タ ー 掲 示 場 数	(契約金額) 印刷金額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「ポスター掲示場数」欄には、「選挙運動用ポスター作成証明書」の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の最高額及び報酬の最高額を定める規程新旧対照表

改 正 後	現 行
(選挙運動従事者に対する実費弁償の額) 第2条 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 (4) (略) (5) 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>23,000円</u> (6) 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、1日につき<u>4,500円</u> (7) 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u> (選挙運動従事者に対する報酬の額) 第3条 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下この条において同じ。)のために使用する者に限る。)1人に対し支給することができる報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1日につき<u>15,000円</u>以内、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあっては1日につき<u>20,000円</u>以内とす	(選挙運動従事者に対する実費弁償の額) 第2条 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>12,000円</u> (4) 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、1日につき<u>3,000円</u> (5) 茶菓料 1日につき<u>500円</u> (選挙運動従事者に対する報酬の額) 第3条 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下この条において同じ。)のために使用する者に限る。)1人に対し支給することができる報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1日につき<u>10,000円</u>以内、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあっては1日につき<u>15,000円</u>以内とす

る。

(労務者に対する実費弁償の額)

第5条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 第2条第1号から第4号までに掲げる額

(2) 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき 20,000円

る。

(労務者に対する実費弁償の額)

第5条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 鉄道賃_____及び車賃 第2条第1号及び第2号_____に掲げる額

(2) 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき 10,000円

証票の有効期限検討

議案第5号 資料

年度	現行	案	選挙種別（市）	任期（市）	選挙種別（県）	任期（県）	選挙種別（国）	任期（国）
R2			市議会議員	令和2年11月2日	県知事	令和3年4月4日		
R3								
R4							参議院議員	令和4年7月25日
R5	5年	5年	市長	令和5年11月22日	県議会議員	令和5年4月29日		
R6			市議会議員	令和6年11月2日	県知事	令和7年4月4日		
R7							参議院議員	令和7年7月28日
R8								
R9		4年	市長	令和9年11月22日	県議会議員	令和9年4月29日		
R10	5年		市議会議員	令和10年11月2日	県知事	令和11年4月4日	参議院議員	令和10年7月25日
R11								
R12								
R13		4年	市長	令和13年11月22日	県議会議員	令和13年4月29日	参議院議員	令和13年7月28日
R14	5年		市議会議員	令和14年11月2日	県知事	令和15年4月4日		
R15								
R16							参議院議員	令和16年7月25日
R17	5年	4年	市長	令和17年11月22日	県議会議員	令和17年4月29日		
R18			市議会議員	令和18年11月2日	県知事	令和19年4月4日		

※衆議院選挙については、解散により選挙を行うのが通常となっており、いつ行われるかはわからない。